

正 会 員 各 位

(一社)全国ＬＰガス協会

令和９年度のＬＰガス関連予算(案)について（お知らせ）

経済産業省より、標記ＬＰガス関連の概算要求が別添のとおり公表されましたのでお知らせいたします。

なお、概要につきましては、下記のとおりとなっております。

今後、経済産業省は財務省と予算折衝を行い、国会に提出され審議し成立する予定となります。

資源エネルギー庁（燃料流通政策室）関係

※別添１参照

【令和９年度概算要求額 １８２．１億円（対前年度 １２．５億円増）】

※四捨五入により、合計金額とずれあり

１．災害対応能力等の強化

- ・災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（ＬＰガス＋石油タンク分）

約 ２０．１億円 [補助率・1/2 補助]（対前年度 ３．５億円減）

２．ＬＰガスに係る取引適正化、流通合理化の推進 【８．０億円（対前年度±０）】

i) 販売事業者指導支援事業(お客様相談事業)

約 ０．６億円 [補助率：3/4 補助（対前年度±０）]

ii) 石油ガス地域防災体制検討事業等

約 ２．７億円 [補助率：10/10・2/3・1/2 補助（対前年度±０）]

内 訳

- ①石油ガス地域防災対応体制検討事業 ２．４億円（対前年度±０）

（中核充填所の新設・設備更新等・オートガススタンド機材更新）

- ②石油ガス地域防災訓練事業 ０．３億円（対前年度±０）

iii) 構造改善推進事業

約 ４．０億円 [補助率：1/2 補助（対前年度±０）]

iv) 取引適正化調査(新規：液石法規則改正を踏まえた実効性確保のための調査)

約 ０．６億円（対前年度±０）

３．ＬＰガス備蓄体制の強化(国家備蓄施設管理費等)

【 １５４億円（対前年度 １６億円増）】

産業保安・安全グループ（保安政策課）関係

別添 1 参照

・石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費

【2. 7 億円(対前年度 0. 3 億円減)】

資源エネルギー庁（省エネルギー課）関係

別添 2 参照

①高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池の導入に係る費用を補助する。

【5 3 0 億円(対前年度 4 0 億円減)】

②既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

既存賃貸集合住宅への省エネ型給湯器（エコジョーズ）の導入に係る費用を補助する。

【3 5 億円（対前年度± 0）】

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田、今市

令和9年度概算要求額 182.1億円（169.6億円）

（注1）・・（ ）内は令和8年度当初予算額 （注2）・・四捨五入により、合計金額とずれあり

I. 災害対応能力等の強化 20.1億円（23.6億円）

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（LPガス＋石油タンク分）
20.1億円（23.6億円）

II. LPガスに係る取引適正化、流通合理化の推進 8.0億円（8.0億円）

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費 8.0億円（8.0億円）

- | | | |
|---|-------|---------|
| (1)販売事業者指導支援事業 | 0.6億円 | (0.6億円) |
| (2)地域防災対応体制整備支援事業 | 2.7億円 | (2.7億円) |
| ①石油ガス地域防災対応体制検討事業（中核充填所の新設・設備更新等、オートガススタンド機材更新） | 2.4億円 | (2.4億円) |
| ②石油ガス地域防災訓練事業 | 0.3億円 | (0.3億円) |
| (3)構造改善推進事業 | 4.0億円 | (4.0億円) |
| (4)取引適正化調査 | 0.6億円 | (0.6億円) |

III. LPガス備蓄体制の強化 154億円（138億円）

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費 | 95.0億円（95.0億円） |
| (2) 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分） | 6.5億円（4.8億円） |
| (3) 国債整理基金（石油ガス分） | 34.0億円（20.0億円） |
| (4) 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金 | 2.4億円（2.4億円） |
| (5) 国有資産等所在地市町村交付金 等 | 16.0億円（16.0億円） |

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和9年度概算要求額 **41億円**（R8当初47億円、R7補正8.2億円）

（1）資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
（2）資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

事業の内容
事業目的 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。
事業概要 （1）避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンクやLPガス空調機器等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。 （2）避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家用発電設備等を導入する自治体に対し、タンクの購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助する。

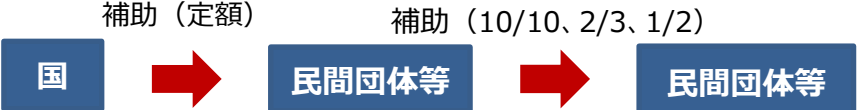
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
 <pre>graph LR; A[国] -- "補助 (定額)" --> B[民間企業等]; B -- "(1),(2)補助 (1/2)" --> C[民間企業等];</pre>
成果目標 多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費

令和9年度概算要求額 **8.0億円**（R8当初8.0億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業の内容
事業目的 (1) 販売事業者指導支援事業 L P ガスの取引適正化を図るため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談に対する支援を行う。 (2) 地域防災対応体制整備支援事業 災害時におけるL P ガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充やオートガススタンドの機材更新、防災訓練に係る取組を支援する。 (3) 構造改善推進事業 L P ガス販売事業者の人手不足解消や業務効率化に資する、遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能な設備導入に対する支援を行う。 (4) 取引適正化調査 令和6年4月の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正を踏まえたLPガスの販売事業に係る取引適正化の実効性確保のための調査を行う。
事業概要 (1) 販売事業者指導支援事業を実施する者に対する補助 ①補助対象者：都道府県等の民間企業等 ②補助率：3/4 (2) 地域防災対応体制整備支援事業を実施する者に対する補助 ①補助対象者：都道府県等の民間企業等 ②補助率：10/10、2/3、1/2 (3) 構造改善推進事業を実施する者に対する補助 ①補助対象者：民間企業等 ②補助率：補助対象経費の1/2 (4) 取引適正化調査 ①委託：民間団体等への委託

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
(1) 販売事業者指導支援事業  (2) LPガス地域防災対応整備支援事業  (3) 構造改善推進事業  (4) 取引適正化調査 
成果目標
全国9ブロックでの着実な防災訓練の実施、構造改善に資する設備を20万世帯以上に導入することを目指す。

石油ガス備蓄事業

令和9年度概算要求額 **154億円**（R8当初138億円）

事業目的・概要

事業目的

第七次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）における「LPガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。」との記載を踏まえ、石油ガスを適正に備蓄することで有事における国民生活への深刻な事態を回避することを目的とする。

事業概要

我が国の石油ガス備蓄に必要な対策として、以下の取組を行う。

- （１）緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）
国家石油ガス備蓄基地に蔵置している石油ガスを安全かつ効率的に管理し、有事に機動的な放出を行う体制を確保する。
- （２）国有資産所在市町村・都道府県交付金(石油ガス分)
国が所有する国家石油ガス備蓄基地施設の所在自治体に対し、固定資産税相当額を交付金として交付する。
- （３）石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金（石油ガス分）
石油ガス備蓄事業の実施に必要な調査・情報収集、国際協力等を実施するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に対し交付金を交付する。

事業形態、対象者

事業形態	委託事業	（１）
	交付金事業	（２）（３）
	補助事業	（４）
	その他	（５）（６）
対象者	民間事業者等（事業内容別資料を参照）	

- （４）石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）
石油ガス輸入事業者が操業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油ガス購入資金をJOGMECから借入れる場合、利子補給を行う。
- （５）土地借料
国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料（地代）を支払う。
- （６）国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）
石油ガス備蓄事業関連の借入金等の元本償還や利払いを行う。

石油ガス備蓄事業のうち、

(1) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分） 令和 9 年度概算要求額 95億円（R8当初95億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

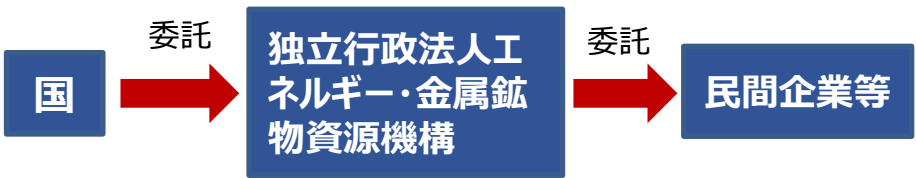
事業目的

第七次エネルギー基本計画における「石油ガス備蓄水準の維持」という目標を達成するため、国家石油ガス備蓄基地の管理・運営等を安全かつ効率的に実施し、緊急時の放出に備えることを目的とする。

事業概要

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、国から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）に対し、国家備蓄石油ガス及び国家備蓄基地の管理を委託し、JOGMECにおいて、国家石油ガス備蓄基地の管理（基地施設管理、修繕保全、土地保全等）や緊急放出訓練等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

緊急時の放出に備えて実施する国家備蓄石油ガス放出訓練における放出量目標値（±5%以内）を達成することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（２）国有資産所在市町村交付金（石油ガス分）
令和９年度概算要求額 16億円（R8当初16億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

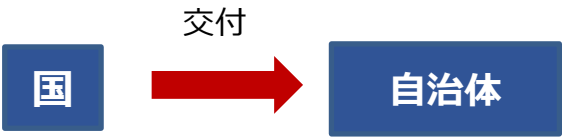
事業目的

第七次エネルギー基本計画における「石油ガス備蓄水準の維持」という目標を達成するため、国有資産である国家備蓄石油ガス基地施設の所在市町村に対し、国家備蓄石油ガス基地施設が民間企業の所有であった場合に課されるべき固定資産税相当額を交付金として交付することにより、国家石油ガス備蓄基地の操業を維持することを目的とする。

事業概要

国有資産等所在市町村交付金法第２条第１項第６号に基づき、国が所有する石油ガスの国家備蓄施設の用に供する固定資産の所在自治体に対し、交付金を交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地が所在する地域との共生を図ることにより国家石油ガス備蓄量（輸入量の50日分程度相当(140万トン程度））の維持することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（３）石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金
令和９年度概算要求額 2.4億円（R8当初2.4億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

事業目的

第七次エネルギー基本計画における「石油ガス備蓄水準の維持」という目標を達成するため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が国家備蓄石油ガスの統合管理業務を効率的かつ安全に行うために必要なノウハウを維持・確保するとともに、備蓄事業に関する国際的な貢献を行うことを目的とする。

事業概要

独立行政法人通則法第46条により交付する交付金に基づきJOGMECにおいて石油ガス備蓄事業を実施する上で必要となる統合管理・調査等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄量（輸入量の50日分程度に相当（140万吨程度））を適正に維持することを目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、

（４）石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）

令和９年度概算要求額 **6.5億円**（R8当初4.8億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

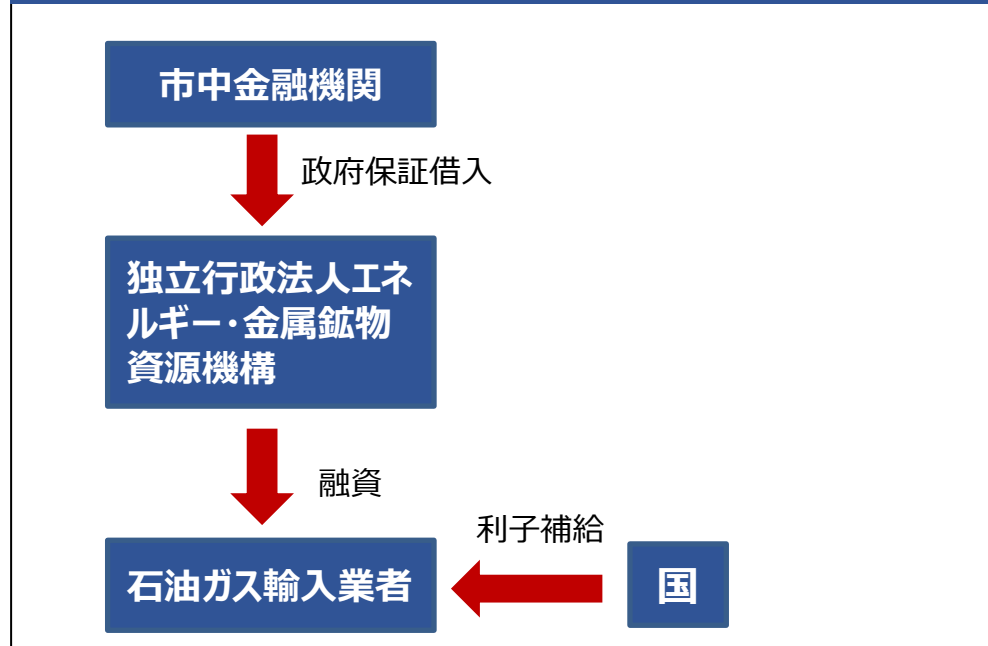
事業目的

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「石油備蓄法」）により、石油ガス輸入業者に対し、一定水準（基準備蓄量）の石油ガス在庫を保有する義務を課しているところ、第七次エネルギー基本計画における「石油ガス備蓄水準の維持」という目標を達成するため、石油ガス輸入業者の負担を軽減し、石油ガスの安定供給を確保することを目的とする。

事業概要

石油ガス輸入業者が操業に必要な在庫を上回る基準備蓄量の石油ガス在庫を保有する義務を満たすために必要な石油ガス購入資金を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）から借入れる場合、その融資に係る利払いの一部について、国が石油ガス輸入業者に利子補給を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油備蓄法に基づく石油ガスの民間備蓄目標（輸入量の40日分）の達成を維持することにより、我が国の石油の安定供給確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（５）土地借料
令和９年度概算要求額 **0.03億円**（R8当初0.03億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

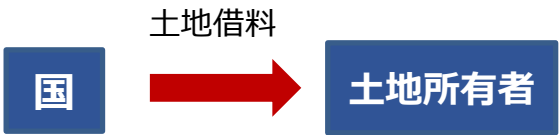
事業目的

第七次エネルギー基本計画における「備蓄水準の維持」という目標を達成するため、国家石油ガス備蓄基地に地上権を設定することなどにより、石油及び石油ガスの国家備蓄事業を安定的に実施することを目的とする。

事業概要

国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権及び国家石油備蓄基地に設定されている地役権に係る土地借料（地代）について、土地所有者への支払いを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき定める国家備蓄目標量の常時確保を目指す。

石油ガス備蓄事業のうち、
（６）国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）

令和９年度概算要求額 34億円（R8当初20億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業目的・概要

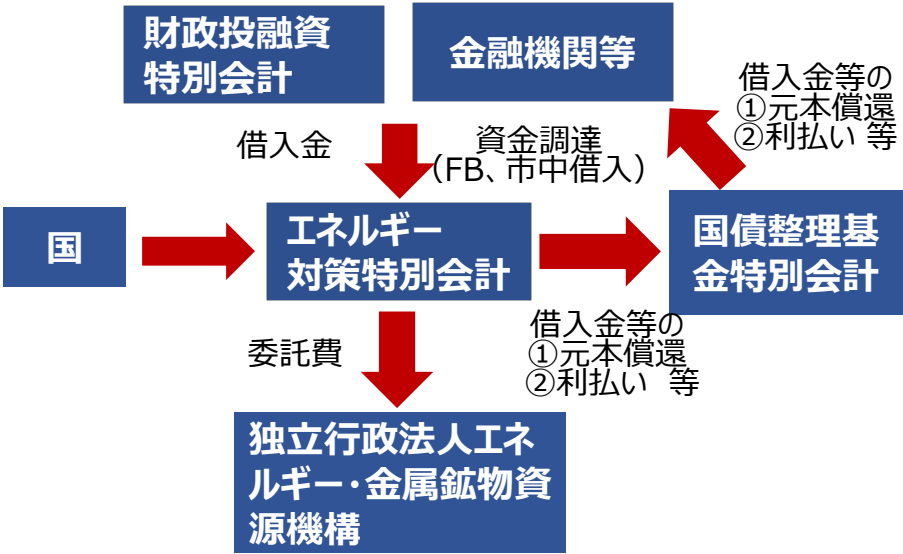
事業目的

第七次エネルギー基本計画における「石油ガス備蓄水準の維持」という目標を達成するため、国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等に係る借入金等の元本償還及び利払いを行うことを目的とする。

事業概要

国債整理基金特別会計を通じ、金融機関等に対して国家備蓄石油ガスの購入費用や国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良・更新等に係る借入金等の元本償還及び利払いを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

国家石油ガス備蓄基地の建設や設備の改良更新に係る借入金の適正な元本償還及び利払いを行うことにより、石油ガスの国家備蓄事業の確実な実施を継続することを目指す。

以下参考

燃料転換の優良事例

- 製造業のみならず、農業やサービス業等多様な業種で燃料転換を行う事例が見られる。
- 重油や灯油を燃料としたボイラー等からのLPガスへの転換により、省エネ効果のほか、経費削減や災害対策にも繋がっている。

◎ 農業

重油⇒LPG

ハウスみかん栽培におけるボイラーの燃転（佐賀県：大場農園）

A 重油燃料のボイラーで栽培していたハウスみかんについて、ガスヒートポンプエアコンを導入。ハウス全体の均一な温度管理が可能となり、CO2▲30%、エネルギー使用量▲30%、経費▲25%の効果



◎ 製造業

灯油⇒LPG

不織布製造のための灯油ボイラーをLPガスへ燃転（岡山県：インナー・パウダー・プロダクツ株式会社）

不織布製造のための熱媒還流ボイラーの老朽化に伴い灯油からLPガスへと燃転。対前年比約11%の省エネ、約12%のコスト削減を実現。



◎ 食品製造業

重油⇒LPG

製麺のための重油ボイラーをLPガスへ燃転（香川県：民サ麺業株式会社）

製麺後に袋詰めしたものを蒸気滅菌する熱源としての重油ボイラーをLPに転換。ススが出なくなり、出力も安定し、作業時間が短縮。省エネ率15%、CO2▲20%、燃料削減費235万円/年の効果。



◎ 教育

灯油⇒LPG

給食センターの熱源をLPガスへと燃転（広島県：安芸津地区給食センター）

西日本豪雨時に被災者への炊き出しを行うなどの経験もあり、給食センターの熱源を灯油からLPガスへ転換。CO2削減と災害時の機能強化を実現。



◎ 宿泊業

重油⇒LPG

温泉旅館のボイラーをLPガスへと燃転（鹿児島県：指宿白水館）

客室等の給湯用に使用していた重油ボイラーの熱効率が低下し、LPガスボイラーに転換。館内のエネルギー使用量は前年比約87%、CO2排出量は同約77%を達成。



◎ 福祉

都市ガス⇒LPG

防災対策を目的としたエネルギーの分散化（京都府：洛西会）

施設によりエネルギーが都市ガスとオール電化に分かれていたが、多発する自然災害から防災対策の必要を感じ、老朽化していた都市ガス設備の更新の際にLPガスに転換。非常用発電機設置により、停電の際でも冷暖房や厨房、通信、照明の電気を賄えるようになった。



（出典）日本LPガス協会ホームページ

省エネ・非化石転換補助金

【概要：工場・業務用ビル等における省エネや非化石転換等を行う設備更新を支援】

(Ⅰ) 工場・事業場 型	- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組に対して補助 - 補助率：1/2（中小）等 - 上限額：15億円 等	(Ⅱ) 電化・脱炭素 燃転型	- 電化や、燃料転換を伴う機器への更新を補助 - 補助率：1/2 等 - 上限額：3億円 等	(Ⅲ) 設備 単位型	- リストから選択する機器への更新を補助 - 補助率：1/3 等 - 上限額：1億円 等
--------------------	--	----------------------	--	------------------	--

【強化策：令和4年度から令和7年度補正予算における措置】

令和4年度 補正	○国庫債務負担行為により、最大4年間の設備更新について申請可能とする。
令和5年度 補正	○電化や非化石転換等を促進するⅡ類型（電化・脱炭素捻転型）を追加 ○「3年間で7,000億円規模の予算を措置」として、事業者の予見性を確保
令和6年度 補正	(Ⅰ) ・Ⅲ類型の省エネ設備（リスト）の組み合わせによる申請を可能とする ・中小企業投資促進枠（中小企業に対する省エネ要件の見直し）を追加 (Ⅱ) ・中小企業のみ工事費を補助対象に追加 ○金融機関と連携し、中小企業を支援する省エネ・地域パートナーシップを開始
令和7年度 補正	(Ⅰ) ・サプライチェーン連携で申請する枠の追加（4者以上が連携して申請するスキーム） (Ⅱ) ・水素対応設備への改造について支援拡大 ・ガスタンクを補助対象設備として追加 (Ⅲ) ・GXⅢ類型（トップ性能枠）の創設（新設の補助対象拡大や補助率引き上げ） ・GXⅢ類型（メーカー強化枠）の創設（GX要件コミットのメーカー設備はGX予算枠も活用可）

保安規制高度化等事業のうち、

(2) 石油・ガス等供給に係る保安対策調査等委託費

令和9年度概算要求額 2.7億円 (3.0億円)

産業保安・安全グループ

保安政策課

事業目的・概要

事業目的

石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施し、

- (1) 石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすること
- (2) 都市ガス・LPガスについては審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少

を目的とする。

事業概要

石油精製プラント・ガス設備等における事故原因と再発防止策の検討を行うとともに、産業保安関係法令（高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガス法等）に関する規制の見直しやそれぞれの法令に基づく技術基準等の制定・改正に必要な調査・検討等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

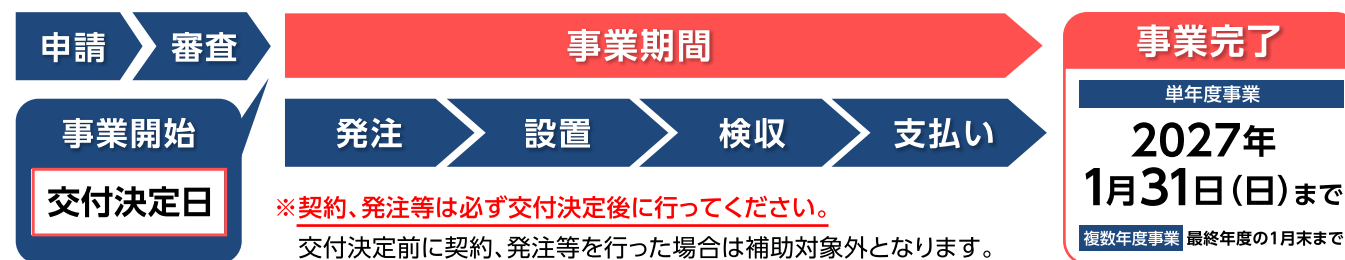
石油・ガスに係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を現行の事故報告体制になって以降最少にすることや、都市ガス・LPガスでは審議会で取りまとめた「ガス安全高度化計画2030」、「液化石油ガス安全高度化計画2030」で設定した事故・死傷者数の減少を目指す。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

二次公募	公募期間	2026年6月1日(月)～7月9日(木)
	交付決定	2026年9月上旬(予定)
三次公募	3次公募に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、SIIホームページにて公表します。	
事業期間	交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2030年1月31日)まで	



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	先進枠	03-5565-3840
	一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
	サプライチェーン(SC)連携枠	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(III) GX設備単位型／(III) 設備単位型	ナビダイヤル	0570-01-5116
	IP電話からのお問い合わせ	042-303-0855
(IV) エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。	03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

2次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と **設備単位型** の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。



(IV) エネルギー需要最適化型

見える化や運用改善により、省エネを図る事業

(I) 工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業

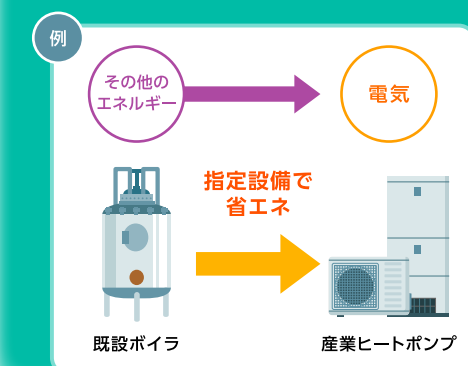
(III) GX設備単位型／(III) 設備単位型

SIIが高効率な設備として公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



(II) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業



2次公募期間

2026年6月1日(月)～2026年7月9日(木)

SII 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは省エネ・非化石転換補助金の概略を説明するものです。申請にあたっては**必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。**

事業区分		(Ⅰ) 工場・事業場型				(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	(Ⅲ) GX設備単位型／(Ⅲ) 設備単位型※6			
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠	サプライチェーン連携枠		従来枠	メーカー強化枠	トップ性能枠	
事業要件		資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した 先進設備・システム へ更新等する事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する オーダーメイド型設備 、又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として公表した 指定設備 へ更新等する事業	サプライチェーン上の 4者以上が共同で立案した設備更新計画 を支援する事業 その他、事業要件は「一般枠」「中小企業投資促進枠」と同じ		指定設備を用いて、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、 電化や脱炭素目的の燃料転換 を伴う指定設備等へ更新等する事業	SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した 指定設備 へ更新する事業	従来枠の事業要件に加えて、 GX要件を満たしたメーカーの指定設備 へ更新する事業	GXへの取り組みを表明しているメーカーの指定設備のうち、SIIが設置した第三者委員会が定めた「 トップ性能基準 」を満たす設備を導入(更新・新設)する事業	
GX要件	補助事業者	必須	必須	必須	必須	必須	—	—	—	
	メーカー等※7	—	—	—	—	—	—	必須	必須	
対象設備		先進設備・システム	オーダーメイド型設備又は指定設備 大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。			以下の設備区分に該当する指定設備 ②産業ヒートポンプ ③業務用給湯器のうち業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ ⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉 ※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象となる。ヒートポンプ、水素対応設備など、一部機器について併用を認める。(但し、併用する場合でもあっても将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことも求める) ※水素対応設備については改造・新設・併用も対象。(詳細は公募要領を要確認)	ユーティリティ設備 ① 高効率空調 ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付きLED照明器具 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン 以下の設備区分に該当するトップ性能設備 ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・高性能ボイラ ・低炭素工業炉 ・産業用モータ			
更新/新設		更新				更新	更新	更新	新設	
申請要件(省エネ要件)※1		工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ・省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：15%以上(注) ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせる上記要件を満たすことも可とする。	工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上(注)	工場・事業場単位において原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：7%以上 ・省エネ量+非化石使用量：500kl以上 ・エネルギー消費原単位改善率：5%以上(注)	工場・事業場単位においてそれぞれの事業者が以下の要件を満たす事業 ・省エネ率+非化石割合増加率：5%以上 指定設備は、以下のいずれかを満たすこと。また、オーダーメイド型設備は③のみ満たすこと。 ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率：10%以上(非化石の場合、省エネ率+非化石転換率) ・省エネ量：1kl以上(非化石の場合、省エネ量+非化石使用量) ・経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上	原油換算量ベースで、 以下いずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率：10%以上 ・省エネ量：1kl以上 ・経費当たり省エネ量：1kl/千万円以上	普及型製品や従来枠の指定設備と比してさらにエネルギー消費効率の高い、トップ性能設備を導入する事業であること。		
補助対象経費		設計費・設備費・工事費				設備費・工事費 (付帯設備も対象 ※2次公募から、ガスへの燃料転換の場合でも付帯設備を対象化。) ※更新・新設において、工事費は中小企業者等に限る。	設備費			
補助率	中小企業者等※2	2/3 以内	1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2 以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2 以内	1/3 以内	1/3 以内	1/2 以内1/5 以内	
	大企業※3 その他※4	1/2 以内	1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外	1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内					
補助金限度額※5	単年度事業	【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)	【上限額】15億円 (非化石転換の場合は20億円)			【上限額】3億円/事業全体 (電化の場合は5億円/事業全体)	1億円/事業全体	3億円/事業全体		
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)	【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体)							
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体)		対象外					

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型の活用により効率的に省エネが可能

事業区分	事業要件等	補助対象経費／補助率	補助金限度額
(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・EMSを活用した省エネのEMS活用計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)	中小企業者等 ：設計費・設備費・工事費の 1/2 を補助	【上限額】 1億円/事業全体
		大企業、その他 ：設計費・設備費・工事費の 1/3 を補助	

※1 (Ⅰ)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。
また、「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は公募要領等を確認すること。

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

※5 複数年度事業における年度当たりの補助金上限額は15億円(非化石転換の場合は20億円)とする。また、(Ⅰ)型の補助金下限額は、100万円/年度。(Ⅱ)～(Ⅳ)型の補助金下限額は30万円/事業全体。

※6 省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を、SIIが指定するフォーマットにて策定し提出すること。

※7 メーカー等とは、製品型番登録申請を行う製造事業者。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和9年度概算要求額 **530億円**（R7補正570億円）

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

インターネットに接続可能な機種で、昼間の余剰再エネ電気を活用できるものや、より省エネ性能の高いものなど、一定以上の要件を満たしたものに対して補助を行うとともに、省エネ性能の低い従来型給湯器から高効率給湯器へ取り替える場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和9年度概算要求額 **35億円**（R7補正35億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業目的・概要

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。
また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。